

幕張海浜公園年間管理・運営事業者選定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 幕張海浜公園（A～Cブロック）における年間管理・運営業務に係る事業候補者の選定等を行うため、千葉市都市局公園緑地部内に幕張海浜公園年間管理・運営事業者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 管理・運営事業者の募集時の資格要件等の決定に関すること
- (2) 提出された企画提案書等について審査・評価し、審議を行うこと
- (3) 審議結果を踏まえた事業候補者の選定に関すること
- (4) その他必要と認められること

(審査方法)

第3条 選定委員会は、管理・運営事業者の募集時の資格要件等について、業務内容を踏まえ適切な内容かを審査する。

- 2 選定委員会は、提出された企画提案書等について、別に定める選定基準に基づき審査及び評価を行い、事業候補者を選定する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員には、別表に掲げる役職にある者を充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。ただし、委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が定める者が、その職務を代理する。
- 4 委員長は委員にやむを得ない事情があると認める場合、代理の者を指名できる。

(外部アドバイザー)

第5条 選定委員会は、第2条（2）の事項の遂行にあたり、公園を幕張新都心のまちづくりに活用する観点から、委員以外の者から、企画提案書等に対する意見を聴くことができる。

(開催)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議は、書面開催とすることができる。

(資料の提出等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、緑政課にて処理する。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別 表

| | |
|-----|--|
| 委員長 | 公園緑地部長 |
| 委員 | 緑政課長 公園管理課長 中央・美浜公園緑地事務所長 幕張新都心課長 |

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。